

豚コレラ対策の強化を求める意見書

昨年９月、岐阜市内の養豚場において、我が国では２６年ぶりとなる家畜伝染病である豚コレラが発生した。岐阜県内ではこれまでに９市の１１施設で確認されており、いずれの事案に対しても国の防疫指針に基づく防疫措置に全力で当たってきている。岐阜県以外でも愛知県、長野県、滋賀県、大阪府において発生が確認されており、さらなる感染拡大が懸念されている。

また、豚コレラに感染した野生イノシシの感染拡大が続いていることから、養豚場への感染を防止するため、電気柵の貸与や金網柵の設置などの対策を行ってきている。

しかし、発生原因や感染経路は、現時点では明らかになっておらず、収束の目途も立っていないことから、養豚事業者をはじめ関係者からは不安の声が上がっている。養豚場への今後の感染を防止するためには、早期の発生原因及び感染経路の解明、より効果的な対策の推進が必要である。

よって、国におかれては、豚コレラの感染拡大の防止に向け、次の措置を講ずることを強く求め、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

記

- １ 発生原因及び感染経路の早期解明に努めるとともに、今後の感染拡大を防止するため、野生イノシシへの豚コレラワクチンの投与のほか、豚への豚コレラワクチンの接種も視野に入れた対策を実施すること。
- ２ 大規模農場での発生や同時多発時においても適切な防疫措置を可能とするため、必要な獣医師の確保支援と、防疫作業に係る資材の広域的な備蓄・供給体制づくりを行うこと。
- ３ 野生イノシシによる感染拡大防止対策を含め、県及び市町村が行う豚コレラ対策に要する経費への支援の拡充を図ること。
- ４ 近隣国で発生している家畜伝染病の侵入防止のため、検疫体制の強化を図ること。

平成３１年３月２０日

岐阜県恵那市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣官房長官